

令和5年度第1回さいたま市指定管理者制度検討会議 議事概要

- 1 日時 令和5年5月18日(木) 9時30分～10時00分
- 2 場所 消防庁舎3階 危機管理センター関係課会議室
- 3 出席者 構成員：小川副市長(議長)、都市戦略本部長、総務局長、財政局長
説明者：市民局長、市民生活部長、市民生活安全課長
経済局長、農業政策部長、農業政策課長
都市局長、みどり公園推進部長、都市公園課長、北部公園整備課長、南部公園整備課長
事務局：行財政改革推進部

4 概要

(1) 「大宮ソニック市民ホール」の指定管理者選考方法案について

- 市民局より、「大宮ソニック市民ホール」の募集方法を非公募とする理由について説明。
 - ・ソニックシティビルは日本生命保険相互会社、埼玉県、さいたま市が区分所有しているが、ビルの円滑な運営のため、三者が出資して「(公財)埼玉県産業文化センター」(以下「現指定管理者」という。)を設立した経緯があること。
 - ・現指定管理者は、コンベンション利用の誘致に当たり、埼玉県所有施設(大ホール・小ホール等)と市民ホールの一体的な利用を前提とした提案を行っており、こうした施設の一体利用は、市民ホールの安定した収入につながっていること。
 - ・また、電話回線、表示システム(案内板)等の設備や、公共施設予約システム等の管理についても、一体的に行うことが効率的と考えられるため、現指定管理者を非公募とするもの。

- 主な質疑応答
 - ・特になし。

- 説明や質疑応答を踏まえ審議を行い、案のとおり了承した。

(2) 「農業交流施設」の指定管理者選考方法案について

- 経済局より、「農業交流施設」の指定期間を本市の標準的な期間の範囲外とする理由及び募集方法を非公募とする理由について説明。
 - ・Park-PFIによる施設整備後、指定管理者制度により施設運営することとしており、施設の整備と運営の一体的な実施の観点から、Park-PFI選定事業者を指定管理者とするため非公募とし、指定管理期間もPark-PFIの事業期間と同じ期間

(20年)とするもの。

○ 主な質疑応答

- ・ Park-PFI の事業期間にあわせて指定管理期間を「20年」としているが、他市の事例などはあるのか。

→これまでさいたま市で Park-PFI を導入した「(仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園」「与野公園」において、Park-PFI の事業期間にあわせて「20年」としている。また、国土交通省から出ているガイドラインにおいても、維持管理については、公募設置等計画の認定を受けた民間事業者を指定管理者に指定するなど、当該事業者に行わせることが望ましいとの技術的助言が出ているところ。

○ 説明や質疑応答を踏まえ審議を行い、案のとおり了承した。

(3) 「さぎ山記念公園」の指定管理者選考方法案について

○ 都市局より、「さぎ山記念公園」の指定期間を本市の標準的な期間の範囲外とする理由及び募集方法を非公募とする理由について説明。

- ・ Park-PFI による施設整備後、指定管理者制度により施設運営することとしており、施設の整備と運営の一体的な実施の観点から、Park-PFI 選定事業者を指定管理者とするため非公募とし、指定管理期間も Park-PFI の事業期間と同じ期間(20年)とするもの。

○ 主な質疑応答

- ・ 特になし。

○ 説明や質疑応答を踏まえ審議を行い、案のとおり了承した。

(4) 「(仮称)岩槻南部新和西地区近隣公園・浦和美園4丁目公園」の指定管理者選考方法案について

○ 都市局より、「(仮称)岩槻南部新和西地区近隣公園・浦和美園4丁目公園」の指定期間を本市の標準的な期間の範囲外とする理由及び募集方法を非公募とする理由について説明。

- ・ Park-PFI による施設整備後、指定管理者制度により施設運営することとしており、施設の整備と運営の一体的な実施の観点から、Park-PFI 選定事業者を指定管理者とするため非公募とし、指定管理期間も Park-PFI の事業期間と同じ期間(20年)とするもの。

- 主な質疑応答
 - ・特になし

- 説明や質疑応答を踏まえ審議を行い、案のとおり了承した。

以上